

令和4年度版

自治会ハンドブック

生駒市自治連合会は
創立50周年を迎えました



生駒市自治連合会

目次

| | |
|-------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| I 自治会の役割と組織 | |
| 自治会とは | 2 |
| 自治会の役割 | 2 |
| 自治会の運営・組織 | 3 |
| 自治会の役員 | 4 |
| 自治会の活動例 | 5 |
| II 生駒市自治連合会 | |
| 生駒市自治連合会の区域図 | 6 |
| 生駒市自治連合会組織編成 | 7 |
| 今年度生駒市自治連合会の取り組み | 7 |
| 自治会活動中の保険制度 | 8 |
| III 自治会の災害対応 | |
| 地震編 | 10 |
| 風水害編 | 11 |
| IV 災害時要援護者避難支援事業 | 12 |
| V 個人情報保護 | 13 |
| VI 市からの補助金 | |
| 生駒市自治振興補助金 | 14 |
| 生駒市地区集会所補助金 | 15 |
| 生駒市コミュニティ助成事業補助金 | 16 |
| 生駒市自治会掲示板設置補助金 | 17 |
| 生駒市複合型コミュニティづくり支援補助金 | 17 |
| 生駒市地域コミュニティ ICT活用事業補助金 | 18 |
| その他補助金など | 18 |
| VII 市の業務、担当課 | |
| 自治会と関わりの深い市の担当課・窓口 | 20 |
| 生駒市等から自治会への協力依頼など | 22 |
| VIII 複合型コミュニティづくり | 24 |
| IX 市民自治協議会 | 25 |
| X 自治会の法人化 | |
| 地縁による団体とは | 26 |
| 認可の要件 | 26 |
| 認可申請の手続 | 26 |
| XI 民生委員・児童委員 | 27 |
| XII 自治会活動に関するQ & A | 28 |
| XIII 自治会加入のお願い | 29 |

はじめに

自治会活動は、生駒市や地域の諸団体、自治会員が協働して住みよい安全な地域を作り上げていくために、ゴミ集積場所の管理、身の回りの公園や周辺道路の環境美化、児童の見守りや交通安全の活動、防災訓練、お祭りや行事など地域住民の親睦を深める活動を進めていますが、決して押し付けではありません。

多忙な現代社会であっても、緊急時にはお互いが声を掛け合ったり、自治会回覧板を回すだけでも地域の交流となりますので、是非自治会への加入を進めていただければと思います。ネット社会と言われる今の世の中ですが、自治会が協力する行政機関の回覧、広報配布は新型コロナウイルスまん延の中でも、高齢者が地域の中で安心して暮らせる事に繋がる欠かせない活動です。

本来4年に1度開催の総合防災訓練が、コロナ禍により1年開催が延期され、昨年生駒市内127の自治会それぞれが、課題解決に向けて市内全域で取り組みを進めることができました。コロナ禍においても訓練実施のための対策会議を自治連合会、地区、避難所単位などで数次にわたって行い、全自治会の協力のもとで会員の皆さんにも避難訓練や「我が家は無事」と安否を表示していただくなど、多数の参加で見事やり遂げる事ができ、自治連合会として心から感謝します。

多くの避難所設営や避難誘導を取り組んでいただいた事で新たな課題や問題が明らかになりました。この経験を教訓に近畿でも発生が増えている地震に対応できるように取り組みを進めて行くことが大事です。

終わりが見えてきたなどとも言われ、イギリスなどではインフルエンザ並みの対応に変えるなど、コロナ後の対応は私たち自治会の活動や地域の文化をどう守り、進めるのかにも関わる問題です。

生駒市においても依然多数の感染者が発生していますが、週単位に見ても減少し、高齢者の3回目ワクチン接種の効果により3月以降クラスターの発生を除けば0ないし1となっています。会員の安全を図りながら自治会活動をコロナ前の活動に戻すか今年度に検討する時期が来るのかとも考えます。

生駒市自治連合会では、今年度「みんなが参加したくなる自治会活動」をテーマに皆さんが求める活動を考え、作り出して行こうと考えています。その一例として、自治会単独では難しい課題も、複数自治会の共同実施や小学校区単位での活動に広げてもらえればと考えています。また、仕事をリタイアしたから自治会長を引き受けても良いという時代から、働く年齢が大幅に高齢まで伸びている今、若い人、主婦にも自治会長として活動していただける「みんなが参加できる自治会活動」が求められています。

共働きが進む中、自治会活動で子育てで安心の地域づくりを進めていただく事も大事です。

この自治会ハンドブックは、自治会活動の活性化や自治会組織づくりの一助としていただくために、平成22年度から毎年作成しているものです。今年度も行事や、取り扱いの変更を余儀なくされる場合も臨機応変な対応が求められますが、自治会の運営にご活用いただければ幸いです。

令和4年5月

生駒市自治連合会
会長 森岡 文夫

I

自治会の役割と組織

自治会とは

自治会は、一定の区域に住む人々が自主的に構成する任意の団体です。

区域に住んでいる人は、誰でも自治会会員になることができます。性別、年齢などの条件はなく、日常生活の中での様々な地域課題を解決していくことを目的としています。

自治会の役割

自治会は、自分たちのまちを住みよいまちにするため、生活環境の整備や福祉の向上などの地域課題に取り組む組織として、市民生活に直結した重要な役割を担っています。

■地域課題の発見と解決の場

ごみ集積場の維持・管理、道路・公園の整備、防災・防犯などの地域環境の整備に関する諸問題は、個人や家庭では解決するのがむずかしく、地域の住民が力を合わせなければ解決できない問題です。

これらの問題について、自治会では十分話し合い、利害を調整し、地域全体の共通課題として、ひとつずつ解決していきます。

■行政との協働

広報紙の配布や回覧などを通じて、行政や各種団体からの情報を伝えます。また、地域の声を行政に反映するため行政とのパイプ役を担います。

地域において、行政と自治会がそれぞれの役割を認識し、自治会だけでは解決できない課題について、行政と協働で解決していきます。

■地域住民の親睦と連帯の場

南海トラフ地震など大規模災害の発生が危惧されている昨今、「遠い親類より近くの他人」と言われるように、まずはあいさつを交わす関係が必要です。

日頃から、地域のまつりやバス旅行、運動会などを通じて、付き合いを深めることで、地域の交流や信頼関係が育まれます。住民間の連帯と協働を深めることで、各種団体と協働して新しいコミュニティづくりを進めています。

自治会の運営・組織

自治会は同じ地域に住む課題を話し合う団体であり、その活動には地域の人々が、様々なかたちで参画します。会員は会社でいう上司と部下という関係でなく、お互いが平等で楽しく活発に活動できるよう、自治会の運営は民主的に進めることが大切です。

1. 会則（規約）

自治会が民主的な組織となるためには、会員にわかりやすく、会員相互で納得のいく会則（規約）が定められていることが大切です。

会則（規約）に定める内容については、一般的には、次のような事項があります。

①総 則

目的、名称、区域、会員、入会や退会などの事項

②役 員

役員の種類、任期、選出方法、役割分担

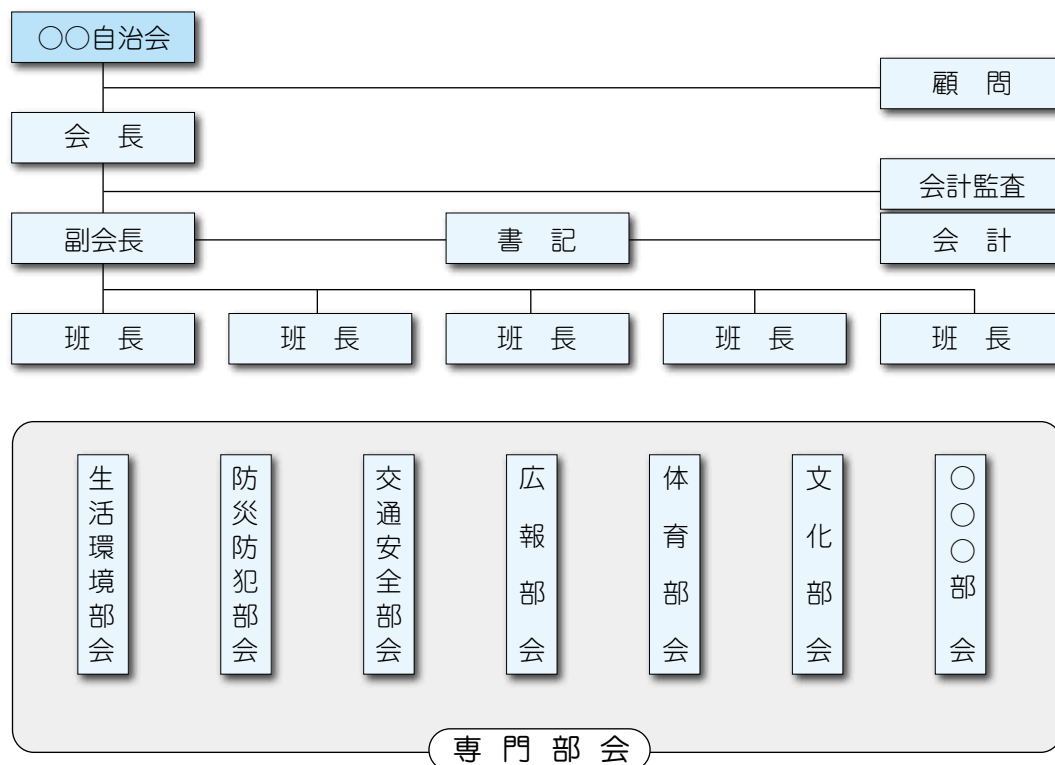
③会 議

会議の種類、議決事項、議決の方法

④会 計

会費、収入・支出に関する事項

2. 組織の例



自治会の役員

役割

自治会は、会員の年齢層も広く、地域のたくさんの人で構成される組織です。その中心となる自治会長や役員の方々には、次のような役割が期待されます。

- 幅広く住民が参加できるような工夫をする。
- 地域において、自由でなごやかな雰囲気をつくる。
- 相手の立場に立って考え、話を聞く。
- 他人のプライバシーを守る。
- 自分の言動に責任を持つ。

選出方法と任期

役員等の選出には、選挙・推薦・抽選・輪番制など、いろいろな方法がありますが、それぞれの自治会の事情に応じた民主的な方法を工夫することが必要です。ただし、抽選や輪番制を採用する場合は、小さい子どもや介護を要する家族を抱える世帯や高齢者だけの世帯については、配慮をすることも必要でしょう。

自治会の発展と運営の継続性の確保のために、会長経験者がアドバイザー役として残ったり、任期を2年として1年ごとに役員を半分ずつ改選する方法や、副会長が翌年会長になるというような工夫をしている自治会もあります。

役員構成

自治会の役員には、主に次のようなものがあります。

- | | |
|--------|--|
| ① 会長 | 会をまとめる最高責任者であり、また、対外的には、会の意思を伝える代表者となります。 |
| ② 副会長 | 会長を補佐します。 |
| ③ 会計 | 現金の出納や会計書類の整備、備品の管理など会の出納責任者となります。 |
| ④ 書記 | 会議の記録をとったり会の庶務を担当します。 |
| ⑤ 班長 | 会員の意見を役員会に伝え、決定された内容を会員に伝えるとともに、会の決定に参加する代議員的な役割があります。 |
| ⑥ 専門部長 | 専門部の責任者として会議に参加し意見を述べるとともに会の意思を部員に伝えます。 |
| ⑦ 会計監査 | 会計事務や財政支出が適切であるかなどを監査し、総会で報告します。 |

自治会の活動例

① 親睦活動

会員の交流と親睦を目的に、夏まつり、餅つき大会、文化祭、ハイキングなど気軽に参加できる行事を行っています。

② 環境美化活動

ごみ集積場の管理、公園・道路の清掃、資源ごみの回収、緑化活動など、地域の美化や環境保全を行っています。

③ 防犯活動

防犯パトロール、子どもの見守り活動をはじめ、夜道を照らしてくれる防犯灯の日常点検（故障の連絡等）を行っています。

④ 防災活動

いつ起こるかわからない災害（地震、火事、風水害）に備え自主防災会を設立したり、防災訓練や救命救急講習会などを行っています。

⑤ 広報・情報提供活動

自治会内広報紙の発行、広報いこま「いこまち」・県民だより奈良の配布、自治会内の回覧板での情報提供などを行い、会員の情報共有に努めています。

⑥ 福祉活動

ひとり暮らしの高齢者のコミュニケーションを図るためのサロンの開催、いきいき百歳体操、募金活動などを行い、地域福祉の増進に寄与するとともに、子ども会や老人クラブへの支援も行っていきます。

⑦ 集会所の維持・管理

自治会活動の拠点施設である地域の集会所（自治会館）の維持管理をしています。

⑧ スポーツ活動

自治会員の体力の向上や健康維持のためハイキングや運動会を開催したり、クラブ活動を支援しています。

⑨ 文化活動

生涯学習時代を迎え、世代を問わず学習意欲が高まっています。自治会では、集会所を中心にサークル活動を行ったり、文化祭の開催や地域の伝統文化の伝承、文化遺産の保存なども行っていきます。

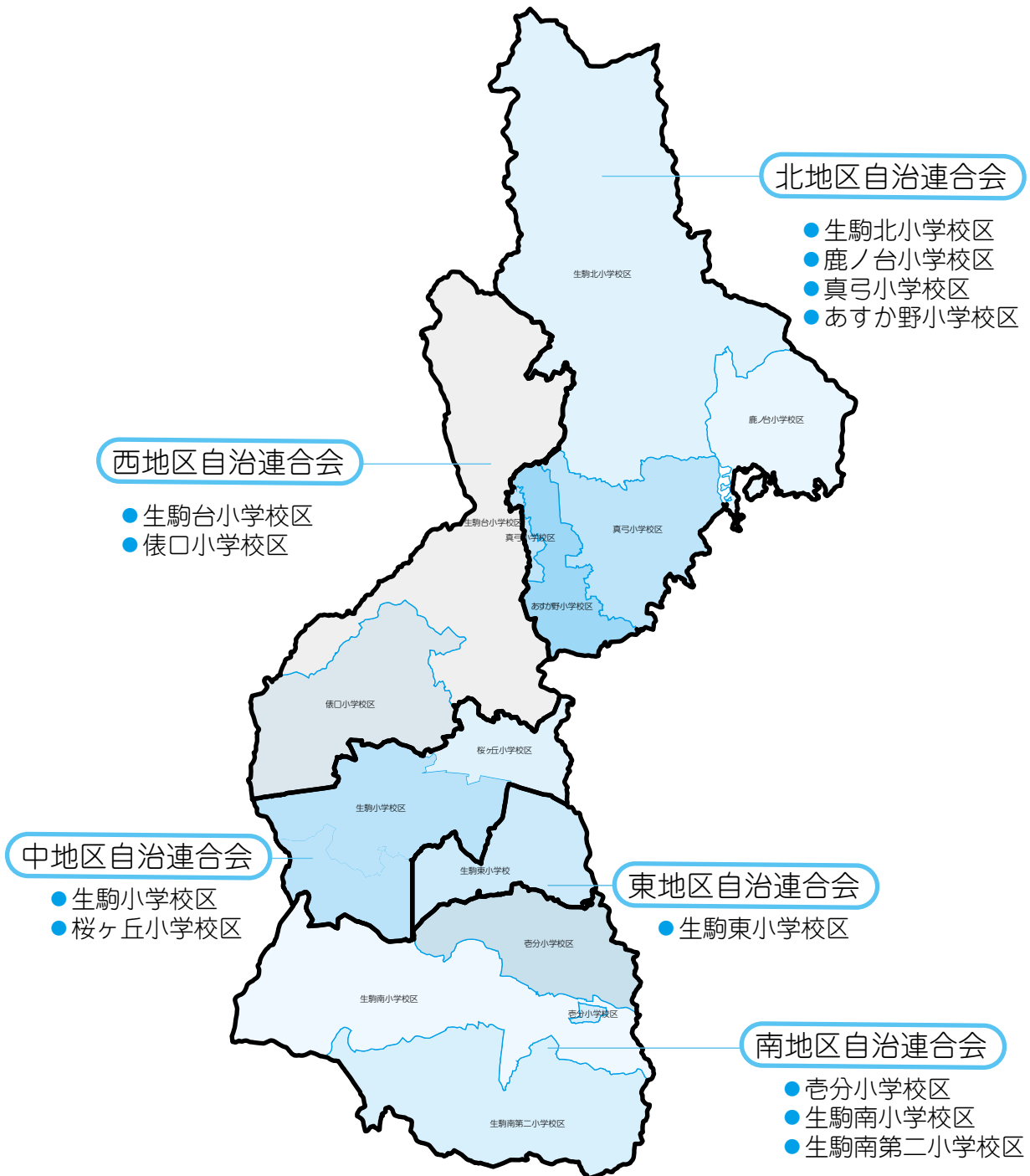
II

生駒市自治連合会

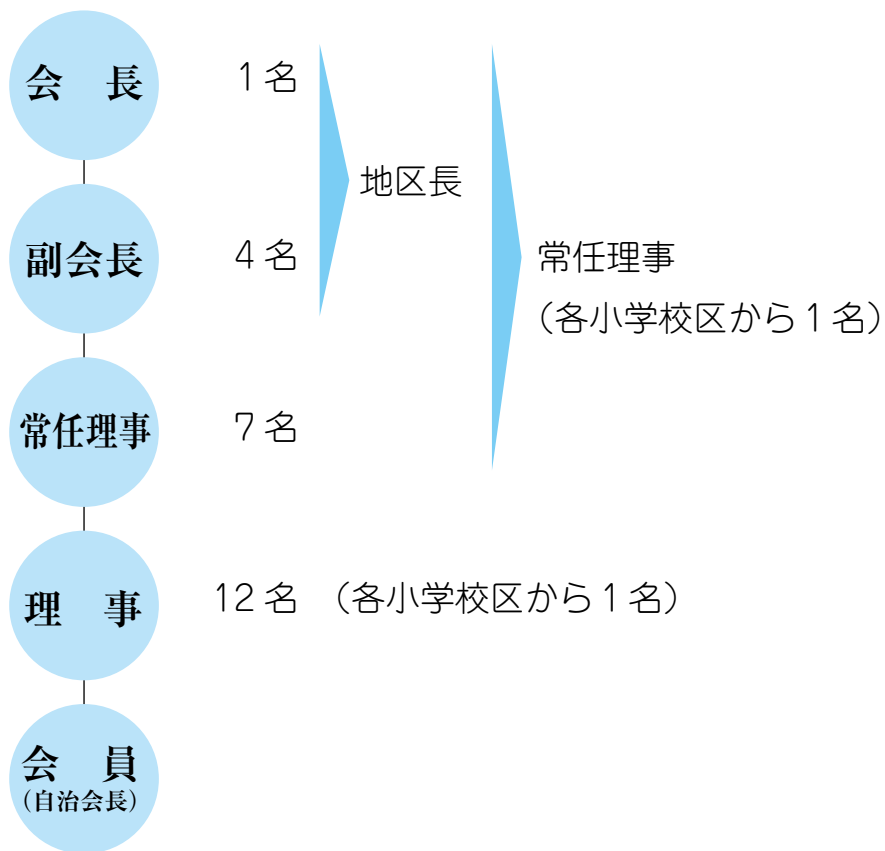
生駒市自治連合会は、住民の自治活動の向上発展に努め、関係行政機関との連携を図るとともに、各自治会長の相互の連絡を密にし、地域住民の福祉の向上と豊かな地域社会づくりに寄与するため取り組んでいる団体です。

生駒市自治連合会では、他市の活動状況の視察、研修会の開催、年2回の広報紙生駒市自治連合会だより「まいこま」の発行、自治会保険事業などを行っています。

生駒市自治連合会の区域図



生駒市自治連合会組織編成



今年度生駒市自治連合会の取り組み

テーマ 「みんなが参加したくなる自治会活動」

5月29日(日) 第1回全体集会、50周年記念講演会

6月～翌年3月 各地区県外視察研修

6月～11月 各地区自治会長市政研修会

- 市の事業・施策についての研修など

9月1日 生駒市自治連合会だより「まいこま」50周年記念号（第57号）発行

11月 市長との懇談会

12月18日(日) 第2回全体集会

- 各地区、各自治会等の活動の報告会

3月1日 生駒市自治連合会だより「まいこま」（第58号）発行

※新型コロナウイルス感染の拡大状況によっては、取り組みの内容に変更が生じる場合があります。

自治会活動中の保険制度

1. 本制度の主旨

この保険制度は、生駒市自治連合会に属する各自治会が自治会活動中の偶然に発生した下記のような事故に対応するものです。

①損害賠償責任事故

自治会活動中（活動に従事中又は自治会行事に参加中）、参加者等第三者の身体や財物に損害を与え、自治会又は住民（自治会員）のかたが法律上の損害賠償責任を負担するような場合。

例として

- 自治会が準備、提供した飲食物を食べた参加住民のかたやそのほかの第三者がこの飲食物が原因で食中毒にかかった。
 - クリーン作戦で自治会清掃作業中、ごみを積みりヤカーを引っ張っていて、近くに停車中の自動車に当ててキズをつけた。
 - 自治会主催の運動会でテントが突然倒れてそばにいた見物人にケガをさせた。 など
- ※同じ場所で同じような事故が続けて発生した場合、保険がでない場合があります。保険請求された事案については、必ず再発防止の安全対策を講じてください。

②傷害事故

自治会活動中（活動に従事中又は自治会行事に参加中）、自治会員自身が急激かつ偶然な外来の事故によってケガ又は死亡したような場合。なお、**自宅と開催場所との間の通常の経路における往復途上での事故も対象となります**。ただし、途中、私的にどこかに立ち寄ったり、経路を逸脱したような場合は対象にはなりません。

例として

- 自治会行事の運動会に参加中、誤って転倒して足の骨を折った。
- クリーン作戦に参加中、蜂にさされた。 など

※損害賠償責任事故・傷害事故であっても大規模イベント（祭り、文化・スポーツイベント等）は別途保険に加入してください。

2. 自治会活動とは

自治会活動の保険は、自治会組織を前提とした自治会の活動・行事であることが必要であり、当該活動、行事の企画立案を自治会が行ったもので、**自治会の役員会や総会で決議され、その内容が行事予定、計画表等で客観的に明確になっている計画に基づき行われる活動や行事参加に対して適用されるものです**。

自治会活動の中でも自治会員自身が、自分の都合で勝手に動かれた活動や行事は自治会の活動とはみなされませんので、この場合の事故は適用されません。

自治会活動として認められる「自治会行事参加」とは、自治会がある目的をもって自治会員に召集をかけ、その目的を行うために、直接、自治会員が参加することをいい、スポーツ行事であれば、スポーツ大会や練習に参加される場合、クリーン作戦におきましては、直接、清掃活動に参加される場合をいいます。**（行事会場への一般参加者、入場者は対象にはなりません。）**

例として

- 自治会の集会
- 自治会の運動会、祭り
- 自治会のクラブ活動
- 自治会主催の行事
- 日帰りバス旅行（宿泊を除く）
- 役員さんの広報紙配布
- このほか自治会主催の自治会行事 など

3. 保険の契約者

生駒市自治連合会

4. この保険で守られるかた

各自治会 自治会員

5. 補償内容

①の損害賠償責任事故の場合

対人・対物共通 1事故 2億円限度 なお、自己負担（免責金額）なしです。

- 上記填補限度額内で、●治療実費、通院交通費、慰謝料、死亡による逸失利益 休業損害
●裁判になったときの裁判費用 ●事故発生後の損害防止軽減費用（応急救助、護送費等）

②の傷害事故の場合

死 亡 1名 500万円

後遺障害 500万円～20万円

入院 1日 7,500円

手術保険金（公的医療保険制度の給付対象となる手術全般）—いずれも1回の手術に限る

①入院中に受けた手術の場合 入院保険金日額×10倍

②①以外の手術の場合 入院保険金日額×5倍

通院 1日 5,000円

死亡・後遺障害 事故の日からその日を含めて180日以内に傷害がもとで死亡したとき。

後遺障害 事故の日からその日を含めて180日以内に傷害がもとで後遺障害を生じたとき。

入院 傷害を被り、傷害治療のために入院したとき。**事故の日を含めて180日限度。**

手術保険金 傷害を被り、直接傷害治療のためにあらかじめ定められた手術を受けたとき。

通院 傷害を被り、傷害治療のために通院したとき。**事故の日を含めて180日限度での90日限度。**

※通院日数は、ご提出いただきました資料に基づき保険会社が確認させていただきました実通院日数となります。

6. 保険では対象とはならない事故の主なもの

共通のもの

- 故意 ●地震、噴火、津波、洪水等 ●戦争、変乱、暴動、そうじょう、労働争議等
- 日本国外での事故

①の損害賠償責任事故の場合

- 施設の修理、改造等工事に起因する賠償責任
- 航空機、昇降機、自動車の使用、所有、管理にかかる事故—自動車事故による賠償
- 施設外で所有、使用、管理する車両、船による事故
- 給排水設備、冷暖房設備等からの漏出する蒸気、水等による水漏れ事故 など

②の傷害事故の場合

- 自殺、犯罪、闘争行為 ●脳疾患、疾病、心身喪失 ●日射、熱射病等の熱中症
- 大気汚染、放射能汚染 ●自動車の無免許運転、酒酔い運転 ●疲労骨折、骨粗しょう症による骨折
- 自治会活動以外での事故 ●山岳登山など危険なスポーツ中の事故
- 自治会員のかたの妊娠、出産、流産又は外科的手術その他の医療処置
- 原因のいかんを問わず、他覚症状のない頸部症候群（いわゆる「ムチウチ症」）又は腰痛 など

7. 事故が発生した場合の手続

事故が発生した場合には、まずは自治連合会（地域コミュニティ推進課内 内線 2070）にご連絡ください。

その後、自治会長は、被害者からの申し出に基づき「事故発生通知書兼証明書」に所定の事項を記入の上、名簿と自治会活動の実施がわかる書類（行事案内や事業計画等）を添付し、自治連合会に提出してください。（**事故発生日から、おおむね1週間以内**が目安で、それ以上遅れる場合は、遅延理由書が必要です）

Ⅲ

自治会の災害対応

地震災害や台風などの災害に備え、自治会ごとに地域の特性を知り、その特性に応じた対応をすることで被害を減らすことができます。

自治会では、個人ではできないことも会員相互の協力を得ることにより行政やボランティアでは行き届かないことを行っていきます。

ここでは、災害時の自治会及び自主防災会組織の対応例を考えます。

地震編

いつ起こるか予想がつかない大地震。

前もって準備できない分、日ごろからの備えや防災訓練が地域を守ります。

地震発生!!

とにかく自分の身を守る(安全な場所を確保)

- ①低い姿勢
- ②頭を守り
- ③揺れがおさまるまで動かない



自分・家族が無事なら行動開始!

- ①自分・家族・自宅の安全確認(避難する際は通電火災に注意!)
- ②情報を集めましょう。(余震に注意!)
- 緊急地震速報(防災行政 MCA 無線・緊急速報メール)
- テレビ・ラジオ ホームページ、Twitter など

地域の被害状況の確認

- 自治会員の安否確認(自治会内で安否確認方法を予め決めておく)
- 地域で倒壊しそうな民家はあるか? 崩れそうな斜面はあるか?
- 高齢者世帯、乳幼児のいる世帯、障がい者のいる世帯など。
- 救助が必要な場合もあります。



指定緊急避難場所を開放します。(生駒市:震度5強以上のとき)

地震による道路被害状況によっては、すぐに市職員が到着できない場合も考えられます。そのような場合は、自治会、自主防災会で開放をお願いします。

避難生活が長期化する場合、自治会、自主防災会と施設管理者、市職員が協力して避難所を開設・運営します。



風水害編

土砂災害や浸水害の発生に注意。

雨が降り続いたり、台風が近づいてきたら…

気象情報や避難情報に注意し、自治会内での対応を確認し慌てず行動してください。災害は起こってからでは間に合いません。起こる前の行動が命を救います。

まずは情報収集 正しい情報を入手しましょう

| 警戒レベル | 避難情報 (生駒市) | 気象情報 (気象庁) |
|-------|--|------------------------|
| 1 | | 早期注意情報 |
| 2 | | 注意報 (大雨・洪水・雷・強風・大雪) |
| 3 | 高齢者等避難 避難に時間を要する人は避難を開始 | 警報 (大雨・洪水・暴風・大雪) |
| 4 | 避難指示 危険の高い地域の方は避難 | 土砂災害警戒情報 |
| 5 | 緊急安全確保 災害が発生・切迫 自宅や近隣の建物で安全を確保する | 特別警報 |

まずは、自分の自治会地域にどんな災害リスクがあるか知っておく。(ハザードマップで確認)

民家近くに

- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域
- 浸水想定区域
- 崖や傾斜地の上や下
- ビルの谷間で風が集まる
- 河川や水路の近く
- 排水溝のつまり
- 枯木や倒れやすい物

災害情報に注意してください。

- 防災行政MCA無線
「教えてダイヤル」050-5212-5255
- 市から自治会への電話連絡
- テレビ・ラジオ
- 緊急速報メール(エリアメール)
- 生駒市HP(ホームページ)
- 生駒市緊急・災害情報メール(登録制)
- 生駒市Twitter(防災いこま)



QRコードから登録

安全な場所にいる人は避難する必要はありません。

入手した情報を整理し、自治会としてどうするか考える。 (会長だけでなく役員の皆さんと一緒に考えておいてください。)

- 自治会員への情報伝達の検討
- 地域に避難しなければならない人はいるのか。
- その人への連絡方法は。

避難者がいる場合(自主避難者を含む)

- 指定緊急避難場所(避難所)の案内。
- 指定緊急避難場所(避難所)以外への避難の場合は避難先の確認。
- 避難時の持ち出し品などの案内。

避難者がいない場合

- 自治会員からの問合せ等に対応してください。
- 災害発生に伴う断水・停電などに気をつけてください。

大規模災害発生

- 自治会内の被害状況の確認
- 災害規模によっては避難者の確認、避難所運営などの協力
- 近隣自治会との相互協力、支援



各自治会や自主防災会で、それぞれの地域に合った防災対策(自助・共助)をどのように行うかを日ごろから話し合い、災害時に迷わず動ける仕組みを作ることが減災へとつながります。

IV

災害時要援護者避難支援事業

災害時要援護者避難支援事業とは？

自然災害時に避難支援を必要とする人の情報を、市や自治会などで事前に共有し、避難時の手助け等を地域の中ですばやく行えるよう、地域での助け合い（共助）による支援体制を整備するものです。

何に備えて？

自然災害（原則として風水害と土砂災害を想定しています）が発生した場合やそのおそれがある時

対象はどのような人？

70歳以上のひとり暮らしの人などで、**自力で避難できないため、地域の避難支援を希望する人**（詳細は下欄参照。災害時要援護者がおられる地域の自治会には赤いファイルをお渡ししています。）

支援の内容は？

高齢者等避難が発令された際に、①安否確認②情報提供③避難先までの避難行動の支援を行っていただきます。

※お住まいの地域や家の災害リスク、備えなどにより支援も変わります。



災害時要援護者

自力での避難が困難で家族の支援も難しい人

避難支援員

自治会等を通じて近隣の人の中から選定

日頃から「あいさつを交わす」「防災訓練に揃って参加する」など、顔の見える関係を築いておくことで、いざというときの支援がスムーズになります。

災害時要援護者とは？

右の①～⑤の中で「自然災害時、自力での避難や、家族・知人などの手をかりて避難できない」ので「地域の避難支援を希望する」と市に回答した人

- ①70歳以上のひとり暮らしの人
- ②要介護認定3以上の人
- ③身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の人
- ④難病患者（郡山保健所の要援護台帳に登録されている人）
- ⑤その他上記に準じる人

避難支援員選定の流れ

1

8月頃に、市役所から対象者（上記①～⑤の人）に調査票を送付します。

2

調査票返送者のうち、上記の「地域の避難支援を希望する」と回答した人（災害時要援護者）を「災害時要援護者台帳」に登録します。

3

10月以降に自治会等のご協力のもと、地域の中で避難支援員（原則として2人）を選んでいただき、「個別支援計画書」を作成します。以降は1年に一度、情報に変更が無いか確認します。

※この事業は、災害時要援護者に対する支援を保証するものではありません。

※避難支援員の方は、まず、ご自分の身の安全、家族の身の安全を確保したうえで、支援を行っていただくこととなります。また、近隣住民として、できる範囲の支援をするもので、法的な責任や義務を負うものではありません。

V

個人情報保護

個人情報保護法では、自治会を含むすべての事業者に法が適用されます。

自治会における個人情報の取り扱い

自治会が、会員の氏名や住所・電話番号などの個人情報を持つことは、活動する上で不可欠です。取り扱っている情報が悪用された場合、被害を受けた側から、民法上の慰謝料請求を受ける可能性があります。

自治会においても大切な情報を守るため、正しい管理に努めましょう。

自治会活動における個人情報の保護（名簿などの取扱い）

1. 自治会活動に伴う名簿の作成

自治会活動に際して、**各種名簿などを作成するために個人情報を取得することは**、個人情報保護の法律等が個人情報を特定の利用目的の範囲内で保有し、利用することを前提に整備されていることから、**その作成が制限されるものではありません。**

2. 本人からの取得が原則

個人情報の保有は、本人の同意に基づく本人からの取得が原則です。災害時など人の生命や財産の保護のため緊急に必要な場合は例外です。

3. 会員名簿の内容（取得する個人情報の内容）

目的達成に必要な範囲で個人情報を保有します。

4. 会員名簿などの利用目的

- ア 保有に当たっては、当該本人に対し、利用目的を明示します。
- イ 保有する個人情報の利用は、自治会の目的達成の範囲内に限り、むやみに外部提供などすることはできません。
- ウ 利用目的の参考例
 - 会員相互の親睦
 - 自治会内部の行事などに関する連絡調整
 - 生駒市等、その他関係行政機関からの依頼に係る連絡調整
 - その他会の目的達成に必要な場合

5. 目的外の利用、提供の可否

本人の同意を得ないで目的外の利用や自治会外への提供はできません。ただし、災害時等人の生命や財産の保護のために必要で、本人の同意を得ることが困難な場合などは、目的外に利用又は提供できます。

6. 個人情報を取り扱う役員などの心得

- ア 知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはいけません。
- イ 会員名簿など（個人情報）を取り扱う全ての人、又は過去にそのような立場にあった人全てが、知り得た個人情報保護に努めなければなりません。
- ウ 責任を明らかにするためにも会員名簿（個人情報）を取り扱う者を可能な限り限定しておくことが望ましいでしょう。また、必要以上に名簿などをコピーしないようにしましょう。
- エ 盗難や紛失等のないよう会員名簿など（個人情報）の保管については、施錠するなど、十分注意しましょう。

VI 市からの補助金

生駒市自治振興補助金

内 容

生駒市自治振興補助金は、生駒市の行政の円滑な推進に資するため、生駒市の各種行政事務事業及び住民自治意識に基づく生活環境の整備等、住み良い地域社会づくりに寄与している自治会に対し補助金が交付されます。

補助金の交付対象

補助金の交付対象は、生駒市自治連合会に属する自治会です。

補助金の額

補助金額は、均等割の額と世帯割の額の合算額です。

- 均等割の額：1自治会につき150,000円(4月1日現在存する自治会)
※4月2日から9月30日までに新設された自治会は
1自治会75,000円
- 世帯割の額：1,000円に4月1日現在の自治会加入世帯数を乗じて得た額
※4月2日から9月30日までに新設された自治会は
500円に10月1日現在の自治会加入世帯数を乗じて得た額

$$\text{補助金額} = \text{均等割 } 150,000 \text{ 円} + \text{世帯割 } 1,000 \text{ 円} \times \text{自治会加入世帯数 (4月1日現在)}$$

申請方法

補助金の交付を受けようとする自治会長は、所定の申請書に

- ① 事業計画書
- ② 収支予算書
- ③ 役員名簿
- ④ 自治会会則・規約（変更がある場合のみ）

を添付して、地域コミュニティ推進課へ申請します。

※4月下旬に地域コミュニティ推進課から申請用紙が送付されています。

実績報告

当該年度終了後に、実績報告書、事業報告書、収支決算書を提出します。

生駒市地区集会所補助金

内 容

生駒市地区集会所補助金は、地区住民の自治会活動を奨励するため、市内の地区集会所の新築、増築、改築、改修及び太陽光発電システム設置工事に対して補助金が交付されます。

補助金の交付対象

自治会活動を行うための主たる地区集会所に係る分が対象となります。

補助金の額

補助金額は、次の表のとおりです。

| | |
|----------------|--|
| 新築の場合 | 建築単価（20万円/㎡）に地区集会所の延べ面積を乗じて得た額（標準工事額）又は実際に要した工事総額（設計委託費及び外構工事費を含む）のいずれか低い額に10分の5を乗じて得た額（ただし、延べ面積に制限あり） |
| 増築又は改築の場合 | 標準工事額 又は実際に要した工事総額（設計委託費及び外構工事費を含む）のいずれか低い額に10分の4を乗じて得た額 |
| 改修の場合 | 市長が認める工事総額に10分の4を乗じて得た額（ただし、工事総額が10万円以上に限る） |
| 太陽光発電システム設置の場合 | 市長が認める工事総額に10分の3を乗じて得た額（ただし、100万円を限度とする。） |

※増築、改築、改修又は太陽光発電システム設置については、実際に要した工事総額が10万円以上のものに限ります。

申請方法

補助金の交付を受けようとする自治会は、**工事予定の前年の10月頃**に事業計画書に、経費の見積書、設計図面及び仕様書などの必要書類を添付して、地域コミュニティ推進課へ申請します。

※提出期限については、事前に地域コミュニティ推進課から当該自治会へ事業計画書の用紙の送付がありますので、そちらで確認してください。

事業の実施

4月初旬に前年の事業計画書に基づき予算措置の完了通知を受け、補助金交付申請を行い、市から補助金交付決定通知を受けた後に工事をします。

申請前に着工されますと、補助金の交付がされませんので、ご注意ください。

決算書の提出

補助金の交付を受けた自治会は、会計年度終了後、速やかに当該補助金に係る収支決算書を提出します。

生駒市コミュニティ助成事業補助金

内 容

宝くじ社会貢献広報事業費の受託事業収入を財源として、一般財団法人自治総合センターがコミュニティの健全な発展を図るとともに、「宝くじの社会貢献広報事業」として市へ助成を行い、市はそれを原資にコミュニティ組織（自治会等）に補助するものです。

（１）一般コミュニティ助成事業

| | |
|---------|---|
| 助 成 金 額 | 100万円～ 250万円（10万円単位、10 / 10以内の助成） |
| 事 業 主 体 | コミュニティ組織（自治会等） |
| 助 成 内 容 | コミュニティ活動の活性化につながるコミュニティ活動に 直接必要な 施設・設備の整備 |
| 備 品 例 | ・ お祭り用品の整備（太鼓、法被、獅子頭、幕、篠笛、提灯等） ・ 集会施設の備品整備（机、イス、コピー機、プロジェクター、パソコン、プリンター、テレビ等） ・ イベント用品の整備（テント、ポータブルアンプ、発電機、わた飴製造機、イベント用ステージ等） ・ 基礎工事の伴わない簡易な倉庫、物置（同時に整備する備品を保管する目的に限る） |

（２）コミュニティセンター助成事業

| | |
|---------|---|
| 助 成 金 額 | 対象となる事業費の5分の3以内、1,500万円を上限（10万円単位） |
| 事 業 主 体 | コミュニティ組織（認可地縁団体）の法人登記がなされている団体 |
| 助 成 内 容 | コミュニティ活動に必要な自治会集会所等の集会施設の建設・大規模修繕経費及び施設内の備品 |
| 対 象 経 費 | 建築主体、電気・機械設備、仮設費、一般管理費、設計費、現場経費、消費税、一般コミュニティ助成に準ずる備品の整備、建物の登記費用 |

※留意事項

- ① 備品が助成対象になるかどうか不明な場合は問い合わせてください。
- ② 申請をしても必ず助成を受けられるものではありません。
- ③ 事業の実施は助成決定があった後に行ってください。
- ④ 申請内容と異なる備品は購入しないでください。（助成が取消される場合があります。）
- ⑤ 助成を受けて整備した施設・設備には、「表示に関するデザインマニュアル」に定める表示を行う必要があります。コミュニティセンター助成事業では、建物の入り口等にプレートの設置が必要です。

申請の流れ

例年、8月中旬に次年度申請用のコミュニティ助成事業実施要綱が決定されるため、その実施要綱により自治会等の事業実施主体が申請書類を作成し、9月の指定日までに地域コミュニティ推進課へ提出してください。

申請締切後、複数の申請があった場合には提出された事業実施主体の推薦順位を決める抽選をおこないます。

生駒市自治会掲示板設置補助金

内 容

自治会掲示板を設置しようとする自治会に対して要する経費の一部が市から補助されます。

補助対象の掲示板

自治会で設置される掲示板で、自治会内での各種広報用として使用される掲示板が補助対象となります。

補助の金額

補助金額は、掲示板1基の設置に要した経費の2分の1で、1基当たりの交付限度額は50,000円となります。

申請方法

補助金の申請をされる自治会長は、所定の申請書に

- ①設置に要する経費の見積書
- ②設置場所の略図
- ③設計図面及び仕様書
- ④道路占用許可書又は公園占用許可書の写し（公道又は公園に設置する場合）を添付して、申請します。

※設置する前に地域コミュニティ推進課（内線2070）へ必ず連絡して下さい。

生駒市複合型コミュニティづくり支援補助金

内 容

複合型コミュニティ（24ページ参照）の構築に向け、自治会をはじめとする多様な主体が新たに取り組む活動を応援する補助金です。

対象事業

地域住民が主体となり、集会所や公園等の拠点において新たに行う継続的な事業であり、これまで地域活動への参加が少なかった主体（例えば、若年層や子育て世代など）の新たな参画が見込める事業。

ただし、既に地域に定着した活動となっている運動会、お祭り、自治会だより、地域清掃などの事業、及び市や県、国の補助金の交付を受けている事業は対象となりません。

補助の金額

初年度に限り、補助対象経費の10分の10に相当する額とし、上限額は50万円です。ただし、翌年度以降継続する場合、翌年度の補助金の額は補助対象経費の3分の2に相当する額、翌々年度の補助金の額は補助対象経費の3分の1に相当する額とし、各年度50万円（全年度合計100万円）を限度とします。

申請方法

補助金の申請をされる自治会長は、所定の申請書に

- ①事業計画書
- ②収支予算書
- ③実施団体概要書
- ④その他関係書類を添付して申請します。

※申請する前に地域コミュニティ推進課（内線2061）へ必ず相談してください。

生駒市地域コミュニティ ICT 活用事業補助金

内 容

コロナ禍において、自治会活動の自粛や縮小を余儀なくされている中、地域活動の推進や業務の効率化のため、情報通信技術（ICT）の活用に必要な事業を実施する自治会に対して補助されません。

補助金の交付対象

補助金の交付対象は、生駒市自治連合会に属する自治会です。

対象事業

- ・ 電子回覧板アプリの導入
- ・ 自治会ホームページの作成
- ・ 自治会館のインターネット環境の整備
- ・ 上記の導入研修費など

※パソコン、タブレット、スマートフォンは対象になりません。

補助の金額

補助金額は、補助対象経費の2分の1に相当する額とし、限度額は50万円です。

申請方法

補助金の申請をされる自治会長は、所定の申請書に

①事業計画書 ②収支予算書 ③経費の見積書などを添付して申請します。

※申請する前に地域コミュニティ推進課（内線2070）へ必ず連絡してください。

その他補助金など

生駒市集団資源回収補助金

新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、古着・古布、かばん、くつ、ミックスペーパーは、リユース・リサイクルできる大切な資源です。これらの集団資源回収を行う実践団体に対し、回収した資源の重量1キログラムにつき4円が補助されます。（回収業者によっては、回収品目が限られる場合があります。）

※詳細については、環境保全課（内線2362）まで

生駒市ごみ集積施設整備事業補助金

ごみ集積施設（折りたたみ式の集積かごを含む）の設置又は改修を行った自治会（利用する世帯数が10以上）に対し、補助対象経費の2分の1以内（1,000円未満切り捨て）が補助されます。

ただし、限度額は30万円です。

※詳細については、環境保全課（内線2362）まで

ごみ飛散防止ネット（カラスネット）の貸与

ごみ集積場に集積したごみの飛散防止を目的として、ごみ飛散防止ネット（カラスネット）の貸与を受けることができます。

※詳細については、環境保全課（内線2362）まで

公園維持管理委託料

公園内の清掃、草刈等を行っていただいている自治会に対して、公園維持管理委託料が支払われます。

※みどり公園課から4月に覚書締結用紙、9月に上半期活動報告書用紙、2月に下半期活動報告書用紙の送付があります。詳細については、みどり公園課（内線3512）まで

市道草刈委託料

市で毎年実施している市道の草刈について、市に代わり自治会で実施していただく場合に草刈委託料が支払われます。

※事前に請書締結等の手続きが必要ですので、詳細については、管理課（内線2470）まで

土木工事地元施工材料支給

自治会が施工する道路舗装、排水工事及び砕石散布等、軽易な工事について、自治会に対して材料が支給されます。

※詳細については、管理課（内線2470）まで

自主防災会活動補助金

自主防災会が資機材を新規又は追加購入したり、防災訓練や研修会を行うときに補助金が交付されます。なお、今年度の補助金の種類は下記の3種類です。

①資機材等新規整備補助金

自主防災会が発足後、初めて資機材等の整備を行うとき

②資機材等更新追加整備補助金

①の補助金又現物給付を受けられた日から5年経過している自主防災会が資機材の追加や買い替えを行うとき

③活動推進補助金

会員の防災意識、技能、知識を高めるため防災に関する訓練、講座、研修会などを行うとき

※詳細については、防災安全課（内線3110）まで

防犯カメラ設置事業補助金

犯罪の起きにくい地域環境づくりを推進するため、地域防犯力の向上・強化活動を行う自治会に対して、防犯カメラの購入等に要する費用の一部が補助金として交付されます。

補助金額は、補助対象経費の2分の1以内が補助されます。

ただし、限度額は防犯カメラ1台あたり20万円、総額は90万円です。

なお、交付の対象となる自治会は、月に1回以上継続した防犯活動を実施するなどの条件が必要です。

※詳細については、防災安全課（内線3121）まで

VII

市の業務、担当課

自治会と関わりの深い市の担当課・窓口

生駒市役所 電話74-1111
 生駒市自治連合会 地域コミュニティ推進課内 内線2070

| | 業務内容 | 担当課 | 電話・内線 |
|------------|---------------------------|---------------|--------------|
| 市民生活 | 広報いこま「いこまち」に関する事 | 広報広聴課 | 4211 |
| | 自主防災会、防災対策・防災訓練に関する事 | 防災安全課 | 3110 |
| | 災害時要援護者避難支援事業に関する事 | 福祉政策課 | 7220 |
| | 防犯に関する事 | 防災安全課 | 3121 |
| | 法律相談をしたいとき | 防災安全課 | 3121 |
| | 消費生活相談をしたいとき | 消費生活センター | 73-0550 |
| | 自治会のことで相談したいとき | 地域コミュニティ推進課 | 2070 |
| | ボランティア・NPOによる出前プログラムに関する事 | 市民活動推進センター | 75-6000 |
| | 男女共同参画に関する事 | 男女共同参画プラザ | 75-0237 |
| | 女性相談、女性法律相談をしたいとき | 男女共同参画プラザ | 73-0556 |
| | 選挙に関する事 | 選挙管理委員会 | 3611 |
| | 消防・救急に関する事 | 消防本部警防課 | 73-0119 |
| 火災警報器に関する事 | 消防本部予防課 | 73-0119 | |
| 福祉・健康 | 高齢者福祉に関する事 | 福祉政策課 | 7220 |
| | 民生・児童委員に関する事 | 福祉政策課 | 7210 |
| | 日本赤十字事業に関する事 | 福祉政策課 | 7210 |
| | 障がい者福祉に関する事 | 障がい福祉課 | 7260 |
| | くらし、仕事、生活での困りごとに関する事 | くらしとしごと支援センター | 0120-883-132 |
| | 介護予防に関する事(いきいき百歳体操など) | 地域包括ケア推進課 | 7360 |
| | 地域包括ケアに関する事 | 地域包括ケア推進課 | 7371 |
| | 介護保険制度に関する事 | 介護保険課 | 7410 |
| | 予防接種、がん検診等健康に関する事 | 健康課 | 75-2255 |
| | 国民健康保険の特定健康診査等に関する事 | 国保医療課 | 7463 |
| | 老人クラブに関する事 | 社会福祉協議会 | 75-0234 |
| | 赤い羽根共同募金に関する事 | 社会福祉協議会 | 75-0234 |
| | 保育所に関する事 | 幼保こども園課 | 2770 |
| | 学童保育に関する事 | こども総務課 | 2820 |
| 子育て支援に関する事 | 子育て支援総合センター | 73-5582 | |
| 児童虐待に関する事 | こどもサポートセンター | 73-1005 | |

| | 業 務 内 容 | 担 当 課 | 電話・内線 |
|------------------------|---------------------------|-------------|------------|
| 生 活 環 境 | 農道の維持管理に関すること | 農林課 | 2160 |
| | 有害鳥獣被害対策に関すること | 農林課 | 2161 |
| | ごみの収集(集積場所、カラスネット等)に関すること | 環境保全課 | 2362 |
| | 集団資源回収補助に関すること | 環境保全課 | 2362 |
| | 一時多量ごみ(引っ越しごみ等)の持込に関すること | 清掃リレーセンター | 73-6807 |
| | し尿の収集に関すること | 環境保全課 | 2362 |
| | 防犯灯に関すること | 環境保全課 | 2382 |
| | 自治会清掃に関すること | 環境保全課 | 2382 |
| | 犬猫ペットについて相談したいとき | 環境保全課 | 2382 |
| | 市道・橋・河川の維持管理に関すること | 管理課 | 2470 |
| | 道路の新設や改良に関すること | 土木課 | 2560 |
| | 建築確認、耐震化に関すること | 建築課 | 3460 |
| | 公園の整備・維持管理に関すること | みどり公園課 | 3512 |
| | 街路樹木の維持管理に関すること | みどり公園課 | 3512 |
| | 緑化推進・保全に関すること | みどり公園課 | 3520 |
| | 花とみどりのわがまちづくり助成制度に関すること | 花のまちづくりセンター | 70-0187 |
| | 下水道の維持管理に関すること | 下水道課 | 3570 |
| | 下水道の計画・建設に関すること | 下水道課 | 3580 |
| | 浄化槽に関すること | 下水道課 | 3561 |
| | 水道料金に関する問い合わせ、開栓・閉栓に関すること | お客様センター | 79-2800(代) |
| 水道に関する相談、道路上の水漏れに関すること | 上下水道部工務課 | 79-2800(代) | |
| 教 育 ・ 文 化 | 人権教育推進委員に関すること | 人権施策課 | 3262 |
| | 学校運営協議会に関すること | 教育指導課 | 2730 |
| | 通学路に関すること | 教育総務課 | 2661 |
| | 通学区域に関すること | 教育総務課 | 2670 |
| | 幼稚園に関すること | 幼保こども園課 | 2760 |
| | 生涯学習に関すること | 生涯学習課 | 3710 |
| | 文化財に関すること | 生涯学習課 | 3720 |
| | 各種スポーツイベントに関すること | スポーツ振興課 | 3760 |

※担当課がわからないときは、地域コミュニティ推進課(内線2070)までお問い合わせください。

生駒市等から自治会への協力依頼など

令和4年度予定

| | | |
|----|-----------------------|--------|
| 4月 | 広報いこま「いこまち」4月号・5月号の配布 | 広報広聴課 |
| | 環境美化推進員の推薦依頼 | 環境保全課 |
| | 公園の維持管理委託に係る覚書の締結 | みどり公園課 |
| | じんけんDVDライブラリーの配布 | 人権施策課 |
| | 県民だより奈良4月号・5月号の配布 | 県広報広聴課 |

| | | |
|----|-------------------|---------|
| 5月 | 日本赤十字社活動資金御協力のお願い | 日赤奈良県支部 |
|----|-------------------|---------|

| | | |
|----|---------------------------------|---------|
| 6月 | 広報いこま「いこまち」6月号の配布 | 広報広聴課 |
| | 生駒市人権教育推進協議会総会の開催案内(人権教育推進委員のみ) | 人権施策課 |
| | 災害時要援護者避難支援事業説明会 | 福祉政策課 |
| | 参議院議員通常選挙における投票立会人推薦依頼、自治会館借用依頼 | 選挙管理委員会 |
| | 民生委員・児童委員の推薦依頼 | 福祉政策課 |
| | 県民だより奈良6月号の配布 | 県広報広聴課 |

| | | |
|----|-------------------|--------|
| 7月 | 広報いこま「いこまち」7月号の配布 | 広報広聴課 |
| | 民生委員・児童委員の推薦書の提出 | 福祉政策課 |
| | 県民だより奈良7月号の配布 | 県広報広聴課 |

| | | |
|----|-------------------|--------|
| 8月 | 広報いこま「いこまち」8月号の配布 | 広報広聴課 |
| | 県民だより奈良8月号の配布 | 県広報広聴課 |

| | | |
|----|------------------------|---------|
| 9月 | 広報いこま「いこまち」9月号・10月号の配布 | 広報広聴課 |
| | 赤い羽根共同募金への協力 | 社会福祉協議会 |
| | 県民だより奈良9月号・10月号の配布 | 県広報広聴課 |

| | | |
|-----|---------------------------------|--------|
| 10月 | 公園の維持管理委託に係る上半期(4月～9月)活動報告書等の提出 | みどり公園課 |
|-----|---------------------------------|--------|

| | | |
|-----|--------------------|---------|
| 11月 | 広報いこま「いこまち」11月号の配布 | 広報広聴課 |
| | 歳末たすけあい募金への協力 | 社会福祉協議会 |
| | 県民だより奈良11月号の配布 | 広報広聴課 |

12月 広報いこま「いこまち」12月号の配布 広報広聴課
 じんけんひろばの開催案内 人権施策課
 県民だより奈良12月号の配布 県広報広聴課

1月 広報いこま「いこまち」1月号の配布 広報広聴課
 生駒市人権教育推進協議会研究大会の開催案内 人権施策課
 生駒市消防出初式への参加 消防本部総務課
 公園占用物等の更新書類の提出 みどり公園課
 県民だより奈良1月号の配布 県広報広聴課

2月 広報いこま「いこまち」2月号の配布 広報広聴課
 「市民憲章のつどい」への参加 市民憲章実践推進協議会
 ボランティア・NPOによる「ららまつり」への参加 市民活動推進センター
 人権教育推進委員選出 人権施策課
 人権教育地区別懇談会の開催依頼(西・中地区自治連合会) 人権施策課
 統一地方選挙における投票立会人推薦依頼、自治会館借用依頼 選挙管理委員会
 県民だより奈良2月号の配布 県広報広聴課

3月 広報いこま「いこまち」3月号・4月号の配布 広報広聴課
 大和川一斉清掃 環境保全課
 ごみ収集日程表の配布 環境保全課
 公園の維持管理に係る下半期(10月～3月)活動報告書等の提出 みどり公園課
 県民だより奈良3月号・4月号の配布 県広報広聴課

その他 地区別体力づくり活動事業依頼(4月～3月) スポーツ振興課
 各種選挙における投票立会人推薦依頼、自治会館借用依頼 選挙管理委員会
 災害時要援護者リストに基づく聞き取り及び避難支援員の選定(10月～1月) 福祉政策課

※ 新型コロナウイルス感染の拡大状況によっては、内容に変更が生じる場合があります。

※ 広報いこま「いこまち」と県民だより奈良の各月号の配布は、発行日が土曜・日曜日、祝日と重なる場合は、日を繰り上げて配布します。

VIII

複合型コミュニティづくり

複合型コミュニティの構築に向け、自治会をはじめとする多様な主体が新たに取り組む活動を応援する補助金を創設しました。

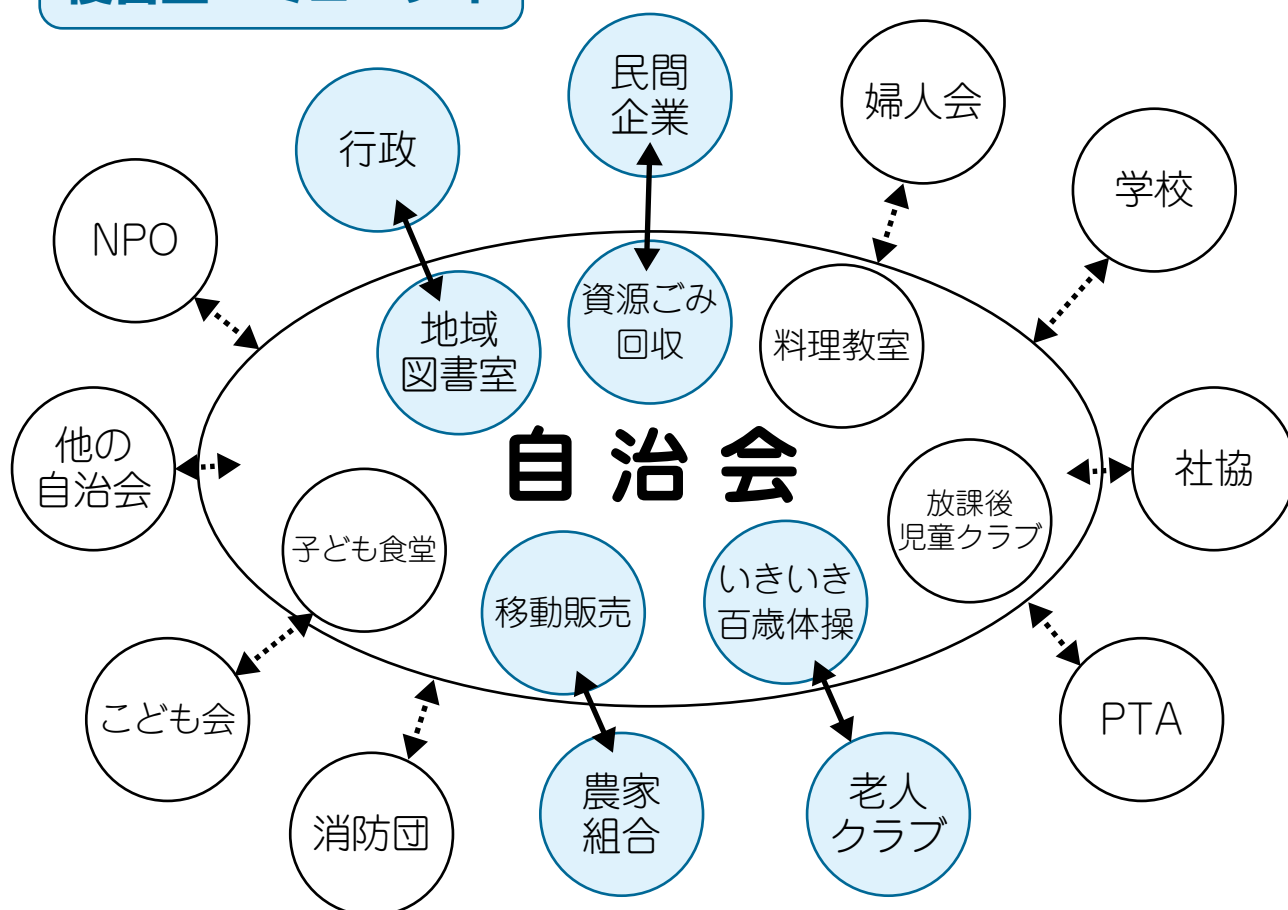
地域の皆さんから地域づくりの事業提案を受けて、自治会と生駒市がその目的を共有しながら、それぞれの役割と責任に基づき協働して事業を実施することにより、「地域住民主体のまちづくり」の推進をめざし、自治会に対し「生駒市複合型コミュニティ支援補助金」を交付します。

複合型コミュニティとは

地域の子どもや高齢者はもちろん、子育て中の人や働く現役世代の人、地域内外の企業、NPO等の市民団体など、あらゆる主体がそれぞれの役割と相互に関わる場を持ち、時には参加者として、時には企画・運営側としてコミュニティに参画することで、地域に必要なあらゆる分野の活動が自律的に生まれる地域内のつながりのことです。

<参考イメージ図>

複合型コミュニティ



IX

市民自治協議会

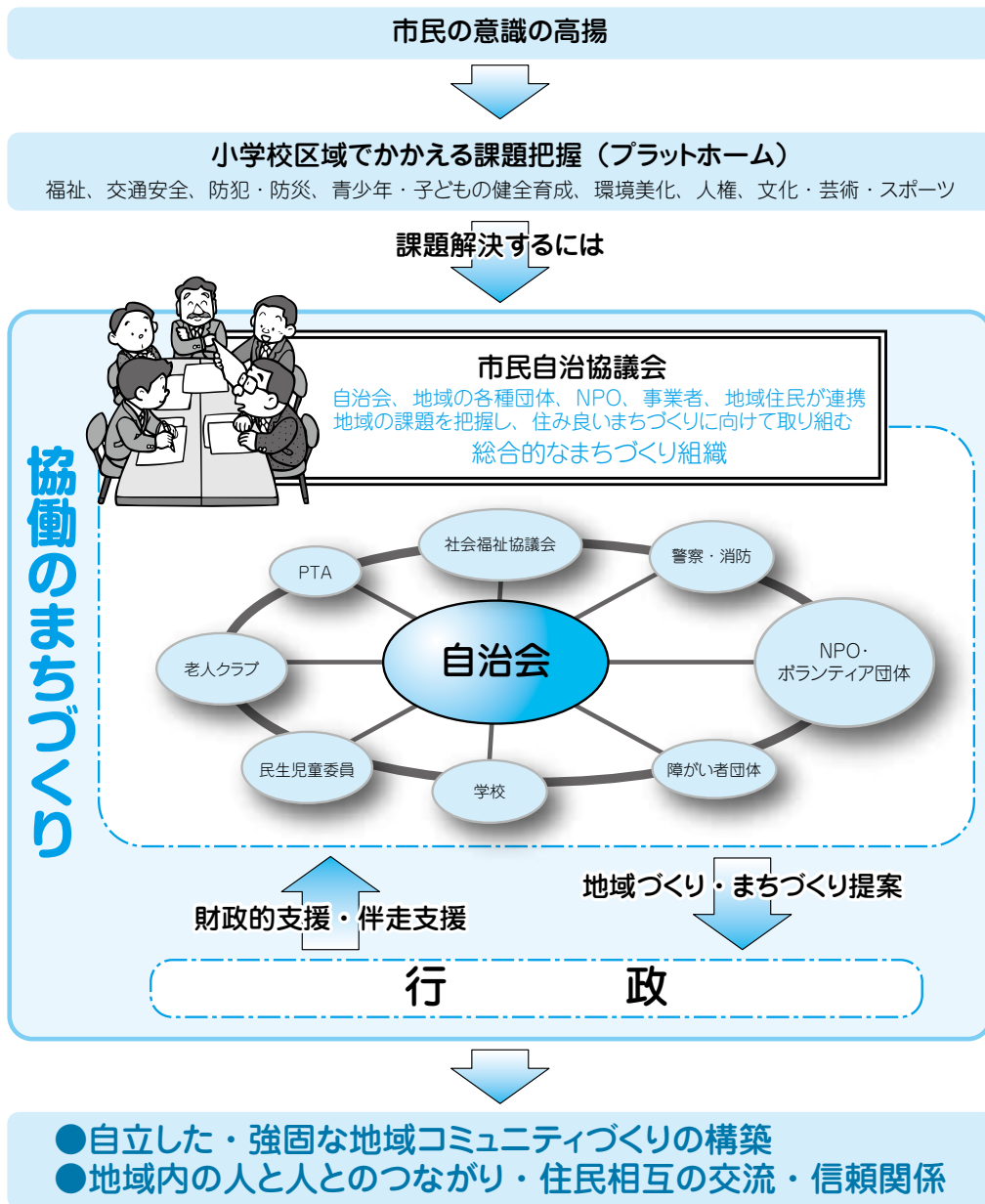
生駒市では、平成22年4月1日にまちづくりの最高規範である生駒市自治基本条例が施行されました。これからのまちづくりには、自助、共助、公助というような、地域課題を地域全体で考え支え合うための仕組みをつくる必要があり、そうした仕組みを担う組織として、本市では市民自治協議会の整備を進めています。

この協議会は、下図にありますように、自治会をはじめ、PTA、民生・児童委員、NPOなど地域に関わる様々な人々が参加し、地域の課題やまちづくりについて話し合えるように本市も市民自治協議会の設立、運営をサポートしています。

「地域で助け合い、支え合う仕組み」それが市民自治協議会です。

※自助：自分自身が行う 共助：周囲や地域が協力する 公助：市が支援し、補完する

【小学校区市民自治協議会イメージ図】



X

自治会の法人化

従来、自治会（地縁による団体）には法人格が認められていなかったため、自治会が土地や建物などの不動産を所有していても、自治会名義で登記ができず、会長や役員などの個人名義で登記されていました。個人名義での登記の場合、名義人の死亡や転居により、名義変更や相続などの問題が生じることがあります。

こうした問題に対処するため、平成3年4月に地方自治法が改正され、自治会が法人格を取得することにより、自治会の名義で不動産等の登記ができるようになりました。

地縁による団体とは

「地縁による団体」は、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」（地方自治法第260条の2第1項）と定義されています。

つまり、自治会のように、一定の区域に住所を有する人は誰でも構成員になれる団体が「地縁による団体」です。

認可の要件

自治会が法人格を取得するには、市長の認可が必要です。

認可を受けるには、以下の要件が備わっている必要があります。

- ①区域内の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理など、良好な地域社会の維持及び形成に資する共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていること。
- ②地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- ③地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人が構成員になることができるものとし、その相当数の者が構成員となっていること。
- ④規約を定めていること。その規約には、目的、名称、区域、主たる事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、会議に関する事項、資産に関する事項が定められていること。

※地方自治法の改正に伴い、令和3年11月から認可の要件が見直され、従来あった不動産等を保有しているか保有する予定があるという前提条件がなくなり、不動産等の保有を前提としないものに見直されました。

認可申請の手続

具体的な手続き方法等は、事前に地域コミュニティ推進課（内線 2070）へご相談ください。

XI

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、生駒市では、自治会を通じて推薦しています。生駒市には、175名の民生委員・児童委員（主任児童委員を含む。）がおられ、自治会と連携・協力しながら地域で活動をしていただいています。

昨今、地域のつながりの希薄化が全国的な課題になっています。いざというときに声をかけ合うことができる関係をつくることが自治会活動の中でも求められています。

民生委員・児童委員の皆様は、地域住民の一員として生活しながら、地域の見守りや地域の方がたの相談にのり、関係機関とのパイプ役となるなど、地域を支える重要な存在です。

例えば、暮らしや仕事に悩み事があり、生活に困っている方を「くらしとしごと支援センター」へつなぐなどの活動があります。

今後とも地域の民生委員・児童委員の活動に自治会として更なるご協力をいただきますようお願いいたします。

民生委員・児童委員の推薦

任 期 令和4年12月1日～令和7年11月30日

年 齢 75歳未満の方

性 別 男女を問いません。

市（県）が求める推薦にあたってふさわしい方

- ①社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富な方
- ②その地域に相当期間居住し、その地域の実情に精通しているだけでなく、地域住民の一人ひとりが気軽に相談できるような方
- ③社会福祉の仕事に理解と熱意があり実行力も兼ね備えた方
- ④児童や妊産婦の保護、保健その他の福祉の仕事に関心を持ち、児童と接触して指導することができる方
- ⑤家庭生活が安定しており、家庭の理解と協力が得られ、民生委員・児童委員活動に相当の時間を充てることができ、かつ健康である方
- ⑥個人の人格や尊厳を尊重し行動できる方

推薦の流れ

現民生委員への意向確認(市)⇒ 推薦関係書類の送付(市→自治会・6月初旬)⇒ 民生委員・児童委員の選任(自治会)⇒ 推薦書の提出(自治会→市・7月初旬)⇒ 推薦会の開催(市・8月初旬)⇒ 推薦調書の提出(市→県→国)⇒ 委嘱状の送付(国→県→市)⇒ 辞令式(市・12月1日)

民生委員・児童委員とは

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱する非常勤の地方公務員（特別職）で任期は3年（補欠の委員は前任者の残任期間、再任も可能）です。無報酬で給与はなく、活動に必要な実費が活動費として支払われていますが、実質的にはボランティアとして活動いただいています。民生委員には守秘義務が課せられており、地域の福祉全般にわたり、地域住民の良き相談者、行政とのパイプ役として福祉行政の一翼を担い、様々な活動を行っています。なお、民生委員は、児童委員を兼ねており、地域の子どもたちが安心して元気に暮らせるための活動もしていただいています。

XII

自治会活動に関する Q&A

Q1 自治会に加入するメリットは？

A 地域の人と交流することでコミュニケーションの輪が広がる
自治会の活動を通して、地域の人たちとの交流やふれあいを深めることで、楽しさや安心感が得られます。

住みよいまちづくりができる

安全・安心など地域の課題解決に向け、必要に応じて関係機関と連携しながら地域の人たちとともに住みよい環境づくりに取り組むことができます。

いざというときの助け合いができる

自治会は、防犯や防災活動も行っており、地域の中で顔の見える関係を築くことで、いざというときに助け合うことができます。

Q2 自治会活動を活性化するには？

A 事業の見直し

行事ごとに反省会をし、従来の活動に工夫を加えて、リニューアルすることも考えられます。様々な層の住民が参加しやすい行事を企画し、いろいろな参加の形をそれぞれの地域で工夫していくことも1つの方法です。

新しい人を巻き込み、みんなで仕事を分担する

自治会の運営には、多くのアイデアが必要で、様々な役割を分担しなければなりません。そのためには、性別や年齢層を問わず、広く人材を集めることが重要です。

Q3 自治会に事務局員をおくことは、できますか。

A 自治会の役員の仕事は、役員会の準備や、書類の整理、市からの広報紙や回覧文書、ポスターなどの各班等への配布、各種会合への出席、町内での葬儀への参列など、たくさんあります。このような仕事を、小さな自治会では、会長が、ほとんどひとりで行っているところもあります。

一方で、会長には、自治会を代表する会長にしかできない仕事に集中してもらうために、パソコンができるある程度時間に余裕のある人を、事務局員として、交通費程度の低額で継続してお願いしている自治会もあります。役員の負担も軽減でき、自治会運営の継続性も確保できるのではないのでしょうか。

Q4 空き地に雑草等が生い茂り、放置されています。ご近所の方から自治会に何とかして欲しいと依頼がありました。自治会でできることは？

A 基本的には、空き家の所有者や管理者等が手入れすべきです。所有者等が、明らかな場合は、自治会から所有者等に連絡し、適正な管理等を要請します。しかし、所有者が、高齢者の場合などで処理できないとか、対処の意思がない場合には、本人の了承を得て、自治会で処理せざるを得ない場合もあります。

自治会で所有者がわからない場合などは、防火や環境衛生など公益性の面から、行政から所有者に指導してもらえる場合もあります。

生駒市の場合は、環境保全課、消防本部予防課に相談してください。

※その他、運営につきましては総務省ホームページ「コミュニティ団体運営の手引き」をご覧ください。

XIII

自治会加入のお願い

誰もが「住んでみたい、住み続けたい」と思うような、より快適でぬくもりのあるまちづくりを目指す本市では、地域に住むみなさんの自主的な組織としての「自治会」への加入をおすすめしています。

最近では、線状降水帯による豪雨が発生したり、海水温の上昇で台風が大型化し、しかも日本列島までその勢力を保ったまま接近し大きな被害を出しています。

また、コロナ禍による感染のリスクも、以前の日常生活を取り戻せていないのが現状です。

生駒市でも各地域で犯罪や事故、災害による被害などが増えつつあり、安全・安心な暮らしをしていくためには、地域でのつながりがとても大切なものとなっています。また、東南海地震の発生が叫ばれていますが、実際に被災した場合の生活は、隣近所同士、自治会の助け合いが必要不可欠なものとなります。

現在、市内には全部で 127 の自治会があり、それぞれの自治会が様々な活動を通じて住民同士の交流を深め、安心・安全な地域づくりに努めています。

ぜひ、この機会に住んでいる地区の自治会に加入していただき、地域の方との交流を深めていただきますようお願いいたします。



※自治会加入のお申し込みは、地域の自治会長・自治会役員へ
各自治会の連絡先についてのお問い合わせは、生駒市自治連合会へ
(生駒市役所地域コミュニティ推進課内 ☎0743-74-1111 内線 2070)

「自治会加入のお願い」は自治会への加入をすすめられるときに使っていただけます。
必要な際には、地域コミュニティ推進課へお問い合わせください。

生駒市民憲章

生駒山の豊かな緑に生まれ、自然と歴史と文化が調和しながら発展しつづける生駒市。わたしたちは、ここに住むことへの愛着と誇りをもって、みんなの夢がかなうまちをきずくために、市民憲章を定めます。

- 1 自然を愛し、人と自然が共生する美しいまちをつくりましょう。
- 1 お互いに助けあい、安心して暮らせるやさしいまちをつくりましょう。
- 1 人権を尊重し、心のかよいあうあたたかいまちをつくりましょう。
- 1 スポーツに親しみ、健康で活力のあるまちをつくりましょう。
- 1 知恵を出しあい、世界にはばたく文化のまちをつくりましょう。

この市民憲章は、21世紀及び市政30周年を記念して平成13年(2001年)11月1日に新たに制定したものです。



令和4年5月発行

編集/発行

生駒市自治連合会

生駒市東新町8番38号

生駒市役所 地域コミュニティ推進課内

☎0743-74-1111(代)